芦屋の人

撮影・桑田敬司（ハナヤ勘兵衛）

芦屋はいつまでも文化の香り高くあれ

城 純一

私は神戸に生まれ育ちましたが、戦後の市制施行間もないころの芦屋というのは、私にとっても大変思い出深いところです。

今でも鮮烈に覚えているのは、小学生のころに写生で行った芦屋神社で、神社の裏手一面の雑木林の中に見えていた、モダンなたたずまいの国際ホテル（現芦屋大学）のある風景。

また高校生のころには、山芦屋町にお住まいだった伊藤継郎画伯のお宅へ絵を習いに通い、大学生のころには、学校帰りに芦屋で途中下車し、貸ヨットやボートを借り芦屋の海で遊んだ思い出。昭和三十年・三十一年の夏に松浜公園（現芦屋公園）で開催された、吉原治良さんたちの、野外グループ展も鮮烈でしたね。

ずいぶんと刺激を受けて、私も「芦屋市展」に応募したことがあります。そこで入選したことも、今は懐かしい思い出です。

古くから芦屋は阪神間モダニズムの拠点でしたが、戦後も芦屋にはキラ星のような文化人がたくさん住んでいて、それぞれに活躍されていましたね。吉原治良さんや伊藤継郎さん、田中千代さん、富田砕花さん、ハナヤ勘兵衛さん、高浜年男さん、稲畑汀子さん、早野台気さん…。皆さん地元でも活躍されていたので、芦屋文化もずいぶんと香り高かった。

芦屋に住み始めて、十六年間の議員生活のかたわら、私も観光協会・姉妹都市協会などで活動してきましたし、その後も「緑化協会」の設立や「文化協議会」・芦屋文化友の会など、多くの団体に関わってきました。

芦屋観光協会では、これまで、高浜虚子三代句碑や「細雪」の文学碑を建て、山まつりや花と緑のコンクール実施、また昨年には協会創立六十周年記念事業として「新芦屋八景」も選定してきました。

今年は、ルナ・ホールや芦屋八景の一つ・ヨドコウ迎賓館（旧山邑邸）などで、芦屋出身の世界的なジャズトランペッター・タイガー大越さんを中心に、六月五日・六日に「芦屋音楽祭」を実施しました。

タイガー大越さんは、『芦屋音楽祭』の発起こそが、僕の長年の思いであり、アメリカに来た理由だったかもしれません」と、芦屋での音楽祭開催への熱い思いを語っています。

世界的に活躍しているタイガー大越さんが、今でも故郷芦屋にそんな思いを抱き続けてくれているなんて、本当にうれしいことですよね。

私もそんな思いを大切に受け止めつつ、また若い世代の音楽家たちの活躍を願って、未来の芦屋文化がより香り高くあるように、来年もまた「芦屋音楽祭」を開催していきたいと考えているところです。

●城 純一（じょう じゅんいち）氏

昭和十一年、神戸市に生まれる。関西学院大学卒業後、二年間米国へ留学。帰国後、祖母・ノブが大正五年に設立した「神戸婦人同情会」で、母・英子をサポート。昭和三十九年結婚、四十一年に芦屋へ。昭和四十六年から六十二年まで芦屋市議会議員を務めた。平成十年、長年にわたる福祉活動への功績で藍綬褒章受章。また二十一年には、旭日双光賞受賞。

現在は、社会福祉法人神戸婦人同情会・理事長をはじめ、芦屋観光協会会長・芦屋霊園協力会会長・スペシャルオリンピック兵庫芦屋プログラム委員長ほか、多くの団体の役職を兼任されている。奥池南町在住。

谷崎潤一郎記念館の催し

問い合わせ　谷崎潤一郎記念館　☎23-5852/FAX38-3244
✉ashiya-tanizakikan@rhythm.ocn.ne.jp

【文学館講座】 作家 柳谷郁子が語る　～名作の愉しみ～

■**日時**　6月24日（木）午前10時30分～正午　■**会場**　講義室　■**内容**　松本清張作「西郷札」について、作品の背景・作家の心情　■**講師**　作家・柳谷郁子氏　■**定員**　16人　■**受講料**　2,300円　■**申し込み**　上記へ

【文学館講座】 品格ある女性のマナー教室〈全９回〉

■**日時**　7月22日～平成23年3月24日（第４木曜日・月１回）午後１時～２時30分　■**会場**　講義室　■**内容**　冠婚葬祭のマナー・生活に役立つ作法や美しい立ち居振る舞い・すてきなあいさつの仕方など　■**講師**　日本現代作法会副会長・寒川由美子氏ほか　■**定員**　16人　■**受講料**　各回2,500円（９回分一括22,500円・３回分7,500円×３分割払いも可）＊教材費1,200円程度別
■**申し込み**　上記へ

福祉医療費助成制度

問い合わせ　保険医療助成課医療助成担当　☎38-2037/FAX38-2158

市では、保険対象診療の医療費の一部を助成する「福祉医療費助成制度」を実施しています。7月1日からの受給対象者・所得制限等は下記のとおりです。

医療区分・扶養人数等により、受給者本人・配偶者・保護者・扶養義務者の所得制限が異なります。新たに制度の対象になるかたは、受給者証の交付申請を行ってください。健康保険証・印鑑（認めでも可）・転入者のかたは平成22年度（平成21年分）所得証明書、さらに下記４・５のかたは身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかが必要です。
※５のかたは、本人名義の銀行口座番号の分かるものも必要です。
※現在、福祉医療費助成制度受給のかたは、申請の必要はありません。

【福祉医療費受給者証の更新について】

現在、福祉医療費受給者証をお持ちのかたは、6月30日で有効期間が終了します。平成22年度（平成21年分）の所得が下記の基準額未満のかたは、新しい「福祉医療費受給者証」を6月末に送付します。なお、所得制限が基準額を超えているかたについては、受給資格がなくなります。

医療区分		対象年齢等	所得制限〈平成21年分所得〉
1	老人医療	65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日までのかた。 ＊月の初日生まれのかたは、前月の末日まで	次の要件をどちらも満たすこと。 (1) 市(区)町村民税非課税世帯に属していること。 (2) 受給者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下。 ＊経過措置として平成23年6月までは、市(区)町村民税非課税世帯に属するかたは助成の対象となります
2	乳幼児等医療	0歳児	保護者等の所得制限なし
		1歳～小学校3年生の修了前まで	保護者等の所得制限は市(区)町村民税所得割税額が23万5千円未満。 ＊経過措置として、平成23年6月までは保護者等の所得が扶養人数0人の場合、532万円未満、扶養人数が1人増えるごとに38万円を加算した額未満であれば助成対象となります
3	母子家庭等医療	父子・母子家庭等で、18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と児童の父・母等および父母と死別した児童等	母等扶養義務者の所得制限は、扶養人数が0人の場合、192万円未満。 ＊扶養人数が1人増えるごとに、192万円に38万円を加算した額未満となります
4	障害者医療・重度精神障害者医療	身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級	受給者本人・配偶者・扶養義務者の所得制限は市(区)町村民税所得割税額が23万5千円未満。 ＊経過措置として、平成23年6月までは、受給者本人の所得が扶養人数0人の場合360万4千円未満、扶養人数が1人増えるごとに38万円を加算した額未満、かつ、配偶者・扶養義務者の所得が扶養人数0人の場合628万7千円未満、扶養人数が1人増えるごとに1人目は24万9千円、2人目以上は21万3千円を加算した額未満であれば助成対象となります
5	高齢障害者医療・高齢重度精神障害者医療	後期高齢者医療被保険者で、身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級	

※上記の２～５については、保護者等・受給者本人・配偶者・扶養義務者の『総所得金額等の合計額』（給与所得、年金等所得、譲渡所得等の合計額）から、社会保険料控除（定額８万円）・障害者控除・医療費控除等を差し引いた金額が所得制限額未満であれば、上記制度を受けることができます。

幼稚園ってどんなところ？

市立幼稚園では、「ありがとうを感じる子」「しっかり自分を見つめる子」「やる気いっぱい元気な子」をスローガンに、二年保育を行っています。

「ありがとうを感じる心」を育てるために、日常のさまざまな場面で、感謝の気持ちを伝える場を大切にします。友達が優しくしてくれたり、困ったときに助けてくれたりすると、「嬉しいね」「良かったね」と、教師は子どもの気持ちを言葉にし、共に感謝の気持ちを感じていきます。

子どもたちが、心からうれしいと感じ、「ありがとう」と自然に言えることを願っています。

また、「自分をみつめる心」を育てるために、友達と一緒に遊ぶ喜び、自分の思い通りにいかないことで味わう葛藤・充実感や達成感、時には挫折感など、さまざまな感情体験をすることを大切にしています。子どもが自分自身で折り合いをつけることができるように、時間をかけて支えていきます。

そして、「やる気いっぱいの心」を育てるためにいろいろな体験活動をします。

自分たちで育てて収穫した野菜を使って料理をしたり、少し難しいと感じることにチャレンジしたり、地域のかたの協力を得て伝承遊びをしたり、子どもたちはいろいろな経験を通して自信をつけていきます。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。

子どもたちは、幼稚園でいろいろな経験を通して、生きる力の基礎をはぐくんでいきます。

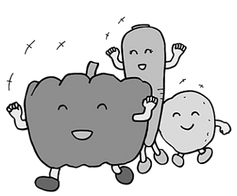

問い合わせ
学校教育課　☎38-2087

生涯学習出前講座

問い合わせ
生涯学習課
☎38-2091

市職員が出向き、ご説明します！

市が行っている仕事で、皆さんがわかりにくいことや、お聞きになりたいこと、暮らしに役立つ話や実技などについて、市職員が皆さんの希望場所へ出向いて、ご説明します。市内在住・在勤・在学者で構成する20人以上の団体で、次の表からメニューを選び、申し込んでください。

なお、メニューにない講座についても、可能な限り対応しますので、お気軽にご相談ください。

■**開催日時**　年間・午前９時～午後９時（90分以内）
※12月25日～１月15日は除きます
■**開催会場**　学習会主催者が、市内に確保（＊会場は、市内限定）してください
■**講師料等**　不要
■**申し込み**　講座開催希望日の１カ月前までに、生涯学習課へ
※業務の都合等により、開催日時などご希望に沿えない場合もあります。

NO	講座名	担当課
1	防災・減災について	防災安全課
2	交通安全について	
3	防犯対策について	
4	国民保護について	
5	市民参画協働について	市民参画課
6	芦屋市の国際交流について	
7	男女共同参画社会を目指して	
8	財政状況について	財政課
9	行政改革について	行政経営課
10	ストップザ・悪質商法	経済課
11	国民健康保険について	保険医療助成課
12	後期高齢者医療制度について	
13	人権について	上宮川文化センター
14	児童センター事業の概要	
15	芦屋市の環境について	環境課
16	地球環境問題について	
17	ごみの出し方	環境処理センター
18	芦屋市の廃棄物処理について	
19	芦屋の下水道	下水道課・下水処理場
20	住民がつくる都市計画（地区計画）について	都市計画課
21	住宅の耐震診断と耐震改修の助成について	建築指導課
22	芦屋市庭園都市宣言	公園緑地課
23	芦屋市の子育て支援について	こども課
24	食育について	
25	子育てセンター事業について	
26	芦屋市の保育について	
27	芦屋市の水道	水道部
28	応急手当講習	消防本部
29	普通救命講習	
30	防火講座	
31	消火訓練	
32	消防署見学	
33	芦屋市地域福祉計画について	地域福祉課
34	高齢者の介護予防について	高年福祉課
35	介護保険制度の概要	
36	芦屋すこやか長寿プラン21	
37	乳幼児期の健康講座	健康課
38	幼児期の健康講座　1（乳幼児期の食習慣について）	
39	幼児期の健康講座　2（こどものしつけ方）	
40	中高年の健康講座　1（更年期の過ごし方、骨粗しょう症予防）	
41	中高年の健康講座　2（メタボリックシンドロームを解消しよう）	
42	新型インフルエンザの予防と対策	
43	禁煙支援講座	
44	体力づくり、ニュースポーツ・実技	スポーツ・青少年課
45	幼児教育	学校教育課
46	特別支援教育	
47	国際理解教育	
48	学校図書館教育	
49	進路指導	
50	生涯学習とコミスク・校庭開放	生涯学習課
51	文化財講座	
52	文化財めぐり	
53	愛護活動について	青少年愛護センター
54	公民館の事業	公民館
55	絵本の読み聞かせについて	図書館
56	インターネットで本を探そう	
57	芦屋病院について	芦屋病院
58	上手な病院のかかり方	

【特別メニュー】ご希望の学習内容を、ご相談ください

月若町地区地区計画の決定案・大原町地区地区計画の原案を縦覧

問い合わせ　都市計画課まちづくり担当　☎38-2109

本市の地区計画の決定地区は15地区あり、現在は今年の10月に全通する山手幹線沿道について重点的に取り組んでいます。沿道については、すでに松ノ内町と翠ケ丘町の２地区が決定しており、今回は月若町と大原町について縦覧を行います。なお、８町ある山手幹線沿道の残り４町においても地区計画策定作業に取り組んでおり、山手幹線沿道のすべての町で住宅都市芦屋の住環境の保全・育成に向けた取り組みが行われています。

■**件名**　阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画の決定
①月若町地区地区計画（芦屋市決定）案
②大原町地区地区計画（芦屋市決定）原案
■**期間**　6月16日～30日・平日の執務時間内
■**場所**　都市計画課

【意見書の提出】

土地に関する利害関係者は、縦覧期間中に「月若町地区地区計画（芦屋市決定）案」については市に、「大原町地区地区計画（芦屋市決定）原案」については芦屋市長宛に意見書を提出（都市計画課）することができます。
※意見書は、個人情報以外は都市計画審議会の資料として公表されます。

月若町地区地区計画

大原町地区地区計画

自動車公売

ポルシェ

ジャガー

ニッサンインフィニティ

市税の滞納により差し押さえた上記自動車を、せり売りの方法で公売します。入札は、どなたでも参加できます。

【公売日程】
■**公売物件**　自動車３台（ポルシェ・ジャガー・ニッサンインフィニティ）
■**公売日時**　6月29日（火）午後２時～
■**公売会場**　市役所北館２階会議室３
【公売物件の下見会】
■**日　時**　6月29日（火）午前10時～
■**会　場**　市役所北側広場（＊雨天の場合、旧消防本部庁舎）
※公売物件等の詳細は、公売広報・市ホームページを参照してください。

問い合わせ　収税課　☎38-2014

白ばらだより

より良い社会を期待するならば、まずは行動することです。

誰もがたった一票とは思わず、その一票の持つ大きな意味を考えながら投票に行くことが大切です。それが自分たちの未来へつながっていくのです。一票の重さと有権者の熱意が、候補者に伝わり、国民の目線に立った政治をしてほしいのです。

大人が前向きに行動しなければ、子どもたちにとって未来は明るいものにはなりません。

「一票の重さ、大きさ」を感じながら、投票所に足を運んでいただきたいと思います。

皆さんは、「自分一人が投票に行かなくても、選挙の結果には影響はないだろう」と考えたことはありませんか。

確かに、一人の投票はたった一票にすぎません。しかし、そんな一票の積み重ねが、大きな流れを引き起こすのです。

問い合わせ　選挙管理委員会
☎38-2100